住居表示の実施に伴う

会社・法人等の変更登記の手引き

岐　　阜　　市

目　次

1　まえがき 1

2　どんな場合に変更手続が必要か 2

3　登記期間 2

4　本店等の所在地の表示が変更になった場合　法人登記申請 3

5　代表者等の住所の表示が変更になった場合　法人登記申請 4

6　会社等が所有する不動産の名義人住所変更　不動産登記申請 5

7　管轄法務局について 6

8　登記申請書の書き方について 7

9　記載例　会社本店所在地及び代表者の住所の変更　法人登記申請 8

10　記載例　会社が所有している不動産の名義人住所の変更　不動産登記申請 9

１　まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合（以下「会社等」という）の本店、主たる事務所（以下「本店等」という）、支店、従たる事務所（以下「支店等」という）の所在地や、代表者の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局（６頁を参照）に対し、変更登記の手続をしていただく必要がありますので、お手数ですがこの手引きを参照のうえ、実施日（令和８年２月２４日）以降に変更登記の手続をされますようお願いいたします。

変更登記の申請をしないと登記簿上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住居表示変更証明書（実施日以降に配布します）を添付すれば、免除されます。

＊　本書では、会社・法人等の変更登記の手続についてご説明いたします。
　　貴社が該当する項目をご覧いただき、手続の参考としてください。

＊　法人・組合等の方は、本文中の用語を以下のように読み替えてご参照ください。
　　「本店」→「主たる事務所」
　　「支店」→「従たる事務所」
　　「代表取締役」→「代表理事」等

２　どんな場合に変更手続が必要か

（１）　会社等の本店等または支店等の所在地の表示が変更になった場合は手続が必要となります。　法人登記　３ページ４へ

（２）　株式会社の代表取締役及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人及び公益財団法人の理事、各種法人・組合等の代表者の住所の表示が変更になった場合は手続が必要となります。　法人登記　４ページ５へ

（３）　所在地の表示が変更になった会社等が、土地・建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合は別途、不動産登記に関する手続も必要となります。　不動産登記　５ページ６へ

３　登記期間

・上記（１）、（２）に該当する場合
　法人登記

住居表示実施日から２週間以内

（遅れた場合、過料に処されることがあります。）

・上記（３）に該当する場合
　不動産登記

現在期間の定めはありませんが、早めの手続をお勧めします。令和８年４月１日から、２年の期限が始まります。

４　本店等の所在地の表示が変更になった場合　法人登記申請

（１）手　続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住居表示変更証明書を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請する。

（２）参考例

岐阜市鏡島１２３番地にある「株式会社鏡島商事」の所在地の表示が、例えば、

岐阜市鏡島東四丁目２番３号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

① 必 要 書 類　変更登記申請書 ･･･ １通

住居表示変更証明書 ･････････････････････････････････････ １通

② 申　請　人　代表取締役

③ 登 記 期 間　２週間以内

④ 申請書提出先　岐阜地方法務局（本店所在地を管轄する法務局）

＊８ページに記載例があります。ご参照ください。

５　代表者の住所の表示が変更になった場合　法人登記申請

（１）手　続

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、住所が変わった代表者等の住居表示変更証明書を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請する。

（２）参考例

「株式会社鏡島商事」の代表取締役「鏡島一郎」さんの住所の表示が、例えば、岐阜市鏡島１２３番地から岐阜市鏡島東四丁目２番３号に変更になった場合の手続は次のとおりです。

＜本店の所在地で行う登記＞

①　必 要 書 類　　変更登記申請書 ･･･ １通

　　住居表示変更証明書 ･････････････････････････････････････ １通

②　申　　請　　人　　代表取締役

③　登 記 期 間　　２週間以内

④　申請書提出先　　本店所在地を管轄する法務局

＊　本店所在地と代表取締役住所の両方とも今回変更になる場合は、１つの申請書に両方とも記載しても差し支えありません。（８ページをご参照ください。）

６　会社等が所有する不動産の名義人住所の変更　不動産登記申請

＊　まず、会社等の所在地変更登記を先に済ませてから、以下の手続をしてください。

（１）手　続

不動産の「登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

＊　申請書には会社法人等番号（１２ケタ）を記載して下さい。

添付書類として会社法人等番号を記載した場合、「履歴事項証明書」の添付が不要になります。

（２）参考例

例えば、岐阜市鏡島１２３番地にある「株式会社鏡島商事」の所在地の表示が、岐阜市鏡島東四丁目２番３号に変更になり、この会社が岐阜市内の土地・建物を所有している場合の手続は次のとおりです。

①　必 要 書 類　登記申請書……１通

住居表示変更証明書……１通

履歴事項証明書（本店での変更登記をしたことを証する）＊１通

＊会社法人等番号記載の場合は不要です。

②　申　請　人　代表取締役

③　登 記 期 間　期間の定めはなし。（＊**令和８年４月１日から、住所・氏名の変更登記が義務化され、施行日及び変更日から２年以内に申請が必要になります。**）

④　申請書提出先　岐阜地方法務局（不動産の所在地を管轄する法務局）

＊９ページに記載例があります。ご参照ください。

7　管轄法務局について

☆ 岐阜市内の商業・法人登記及び不動産登記の管轄法務局は、

岐阜地方法務局です。

岐阜地方法務局

〒500-8729　　岐阜市金竜町 5-13
岐阜合同庁舎内
電話 058-245-3181（代）

その他管轄法務局につきましては、下記をご参照下さい。

参照：法務局のホームページ　http://houmukyoku.moj.go.jp

８　登記申請書の書き方について

① 変更登記を申請する人は、株式会社であれば代表取締役です。代表取締役が記名押印した申請書を、使者が法務局に提出することもできます。使者が提出する場合は委任状は不要です。申請書の余白に鉛筆で使者の氏名と電話番号を書いてください。

② 申請書はＡ４の用紙に記載し、添付書類とともに左綴じにして提出してください。
紙質は長期間保存（３０年以上）できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

③ 申請書には受付番号シールを貼りますので、１枚目は上部５㎝程度の余白を設けてください。
また、平日の昼間に連絡がとれる電話番号を必ず記載して下さい。

④ 文字は、パソコンで作成するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

⑤ 申請書の様式は法務局のウェブサイトからダウンロードすることもできます。
　法務局のホームページ　http://houmukyoku.moj.go.jp

⑥ 郵送による申請も可能です。封筒の表に「法人（又は不動産）登記申請書在中」と記載の上、簡易書留郵便等で送付してください。
＊ 郵送による申請の場合、不動産登記については「登記完了証」が発行されますので、簡易書留分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、会社（法人）登記については、返却する書類がありませんので返信用封筒は不要です。

９　記載例　　会社本店所在地及び代表者の住所の変更　法人登記申請

本店のみの変更の場合は、代表者の住所変更事項を削除してください。

約 5cm　受付シール貼付スペース

株式会社変更登記申請書

１　会社法人等番号　　２０００-０１-０１２３４５

１　商　　号（フリガナ）　　株式会社鏡島商事　登記されている会社の名称

１　本　　店　　岐阜市鏡島１２３番地　旧本店

１　登記の事由　　住居表示実施による本店の変更
　　住居表示実施による代表取締役の住所変更

１　登記すべき事項

本店の場合

令和８年２月２４日住居表示実施
本店　　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新本店

丁目は漢字
４丁目×
四丁目〇

代表取締役の住所の場合

令和８年２月２４日住居表示実施
代表取締役　鏡島一郎の住所
岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新住所

１　登録免許税　　登録免許税法第５条第４号

１　添付書類　　住居表示変更証明書　２通　　市役所発行の住居表示変更証明書　原本
本店と会社代表者両方の住所変更を申請する場合は、本店（会社分）と代表者（個人分）
それぞれ１通ずつの住居表示変更証明書が必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

令和８年３月５日　法務局への提出日（郵送時は空欄）

申　請　人　　本　店　　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新本店
　　商　号　　株式会社鏡島商事　会社の名称
代表取締役　　住　所　　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新住所
　　氏　名　　鏡島一郎　㊞　法務局に届出してある印を押印。
　　連絡先の電話番号　０９０-１２３４-１２３４

岐阜地方法務局　御中　申請書を提出する法務局

10　記載例　　会社が所有している不動産の名義人住所の変更　不動産登記申請

約 5cm　受付シール貼付スペース

登記申請書

登記の目的　　３番所有権登記名義人住所変更　住所を変更する名義人は登記簿の甲区何番であるかを書く。

原　　因　　令和８年２月２４日住居表示実施

変更後の事項　本　店　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新本店

申　請　人　　岐阜市鏡島東四丁目２番３号　新本店
株式会社鏡島商事
代表取締役　鏡島一郎　㊞　会社実印

丁目は漢字
４丁目×
四丁目〇

連絡先の電話番号　０９０-１２３４-１２３４
会社法人等番号　　２０００-０１-０１２３４５

会社法人等番号を記載してください。これにより会社の履歴事項証明書の添付を省略できます。ただし、８ページの会社変更登記を先に済ませておく必要があります。

添付書類　　会社法人等番号　　住居表示変更証明書

令和８年３月２６日申請　　岐阜地方法務局

提出日　郵送時は空欄

登録免許税　　登録免許税法５条第４号

不動産の表示　会社名義の土地建物　登記事項証明書のとおりに記載してください。

所　在　　岐阜市金岡町
地　番　　１００番
地　目　　宅　地
地　積　　１２３０．５０㎡

所　在　　岐阜市金岡町１００番地
家屋番号　１００番
種　類　　事務所
構　造　　木造スレートぶき２階建
床面積　　１階　１６５．３６㎡
　　２階　　５８．３８㎡

お問い合わせ

岐阜市　市民課　住居表示係

電話（０５８）２１４－２８５３

Email　shimin@city.gifu.gifu.jp